記者発表資料

令和８年９月２８日
国土交通省東北地方整備局
磐城国道事務所

特殊車両の指導・取締り結果について

特殊車両の通行は、橋梁・トンネル等の道路施設に重大な影響を与えるため、道路法第４７条の２第１項の規定に基づく道路管理者の通行許可が必要です。
また、通行許可を得ている特殊車両は、許可内容を遵守して通行する必要があります。
今回、下記のとおり特殊車両の指導・取締りを行いました。
当事務所では、道路構造の保全及び事故等の危険防止のため引き続き、特殊車両の指導・取締りを実施します。

１．実施日時：令和８年９月１０日（木）　１３：３０～１５：３０

２．実施場所：一般国道４９号 いわき市三和町中寺地内（中寺パーキング）

３．特殊車両指導・取締り結果

対象車両数	５　台
特殊車両通行許可遵守車両	４　台
違反車両（許可書不携帯）	１　台

４．実施状況





発表記者会等：いわき記者会、いわき記者クラブ、いわき市広報広聴課
福島県政記者クラブ、東北建設専門紙記者会

問い合わせ先

国土交通省　東北地方整備局　磐城国道事務所
ＴＥＬ：０２４６―２３－２２１１（代表）
管理課長　尾﨑（おざき）　貴久（たかひさ）（内線４３１）

国土交通省　東北地方整備局　磐城国道事務所　平維持出張所
ＴＥＬ：０２４６－２８－０６４４
出張所長　小松（こまつ）　武弘（たけひろ）